

○国土交通省告示第九百八十二号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）附則第二条の規定に基づき、国土交通大臣が行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）の施行の状況等の検討に係る実施要領を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領
（趣旨）

第一条 本要領は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等に係る検討が適切に行われるよう必要な事項を定めるものである。

（法の施行の状況等の検討）

第二条 国土交通大臣は、外部有識者を交えて次に掲げる検討を行うものとする。

- 一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）が適切に運営され、かつ、機構の支援により海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等の当該市場への参入が促進されていることの検討
- 二 民業補完及び官の役割のスリム化の観点並びに機構の財務内容その他の運営の状況から、新規案件の引受の終了時期、機構の存続又は解散その他組織及び業務の全般についての検討
- 三 前二号に掲げるもののほか、機構の運営状況を踏まえ、必要な事項についての検討

附 則

この告示は、公布の日から施行する。